

答 申 書
(答 申 第 383 号)
令和 6 年 (2024 年) 2 月 27 日

1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求に係る公文書について非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「令和 2 年度ならびに令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の病床確保事業に係る医療機関別の病床確保料の交付請求額及び交付額が分かる資料」である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「令和 2 年度（2020 年度）感染症病床確保促進事業費補助金申請一覧」及び「令和 3 年度（2021 年度）感染症病床確保促進事業費補助金申請一覧」を対象公文書（以下、これらを併せて「本件公文書」という。）として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、「感染症病床確保促進事業費補助金の申請一覧のうち、法人名、病院名、交付申請額」が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年北海道条例第 34 号）第 1 条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 10 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして、令和 4 年 6 月 30 日付け感染症企第 1453 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」といい、本件処分により非開示とされた部分を以下「本件非開示部分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 旧条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとしている。

イ 請求人は、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示とした本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関が交付する補助金について、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34

号。以下「規則」という。)は第23条の3で「知事は、補助金等を交付した場合には、知事が別に定めるところにより、その内容を公表するものとする。ただし、個人に対して補助金等を交付したときその他知事が適当でないと認めたときは、この限りでない。」としており、原則公表を前提としているものと解される。実際に原処分を担当部課である保健福祉部でも「補助事業者等の名称」や「補助金等の額」をホームページ上で公表し、誰でも閲覧できるようにしているところであり、よほど特別な事情がない限り、補助事業者等も公表されることを前提に申請しているものと解される。

よって、各補助事業者から同意をとっていないことを理由に「開示することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められる」とした本件処分は不当である。

(イ) 前記アのとおり、6号情報に該当するためには危惧感程度のものでは足りず、開示した場合に多くの医療機関に業務継続が困難なほどの問い合わせが殺到したり、新型コロナウイルス感染症の患者受け入れを拒否したりする可能性などを具体的かつ客観的に提示されなければならない。

しかしながら、実施機関の弁明は各規定の解釈を説明したに過ぎず、請求人の主張に回答していない。

(ウ) 請求人が国内47都道府県の全知事宛てに同様の開示請求を行ったところ、いずれも各情報公開条例において同様の規定を定めているにもかかわらず、41府県が開示に応じているところである。道固有の事情がない限り「事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められる」とはいえず、旧条例第10条第1項第6号を理由とした本件処分は不当である。

(エ) 医療法人は医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書その他の書類を都道府県知事に届け出なければならないとされている。交付された補助金は、いずれは損益計算書等に記載され、広く閲覧に供されることになるわけで、非開示とした部分を開示しても「当該事務の円滑な実施を著しく困難にする」とは認められない。

ウ 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 規則第23条の3については、「個人に対して補助金等を交付したときその他知事が適当でないと認めたときは、この限りでない。」とされており、本件公文書はこれに該当するものである。

(イ) 本件公文書は、補助事業者より提出された交付申請書等から抽出した情報を一覧にしたものであり、広く閲覧に供することを目的としておらず、補助事業者から個別情報の公表について同意を得ていない。

(ウ) 北海道の医療は広域分散型であり、医療従事者が偏在するという道固有の事情もあることから、公表することで患者等からの問い合わせの増加や、患者の病院選択による入院調整の支障、医療機関の特定により入院患者はもとより医療従事者等に対する風評被害による確保病床の縮小や申請・指定の取りやめ、医療従事者の退職等に繋がった場合、全道どこの地域でも、治療が必要な方々が適切かつ円滑に医療を受ける体制の維持を著しく困難にすると認められる。

(エ) 法律や条例の解釈運用は、それぞれの権限で開示や閲覧等決定の処分を行うものであり、実施機関が本件処分に際して、他法律や都府県の処分の状況を参酌することはなく、また、影響を受けることもない。

(オ) 医療法人の財務書類については、医療法において、事業報告書等を届け出なければならない旨、また、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない旨が規定されており、提出される事業報告書等のうち、損益計算書に事業収入が記載されることとなっている。

しかしながら、この事業収入については、合計額が記載されるだけであり、その内容はもと

より、補助金収入の有無の記載等はないことから、実施機関に提出された書類から、交付された補助金はいずれは広く閲覧に供されることになるという請求人の主張は、的確ではないものとする。

エ 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年北海道条例第 7 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、令和 2 年度及び令和 3 年度において感染症病床確保促進事業費補助金（以下「本件補助金」という。）を申請した医療機関の一覧であり、法人名、病院名、交付申請額及び交付決定額が医療機関ごとに記載されていることが認められる。

そこで、本件非開示部分が開示された場合に、旧条例第 10 条第 1 項第 6 号後段に規定する「開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」か否かについて、以下検討する。

(ア) 実施機関は、前記ウ (ウ) のとおり、本件非開示部分を開示することにより、入院調整に支障が生じ、また、医療従事者等に対する風評被害等により、適切かつ円滑な医療提供体制を維持することが著しく困難になることが懸念され、当該事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められると主張する。

しかしながら、実施機関が主張するおそれは、いずれも漠然とした不安程度のものに過ぎず、具体的にどのような理由で支障が生じるのか説得的な根拠を欠くものである。

(イ) なお、実施機関は、上記ウ (イ) のとおり、補助事業者から個別情報の公表について同意を得ておらず、また、病床確保の事業を進めるに当たって、医療機関名を公表しないことを前提として協力を依頼していることから、本件非開示部分についても非開示としたと説明する。

非公表を前提とした情報提供等については、情報提供等を受けた当時のみならず、現時点における状況についても勘案した上で、非公表とすることについての妥当性を検討する必要があると考えられるところであるが、前記のとおり、実施機関が主張するおそれは、いずれも抽象的なものに過ぎず、既に各所で公表されている情報の内容や、当時からの状況の変化を踏まえると、本件非開示部分について公にしないことを前提とした取り扱いについて、なお維持すべき理由は乏しいものと認められる。

(ウ) また、実施機関は、上記ウ (ア) のとおり、補助金等の交付に係る内容は原則公表することとされているところ、規則第 23 条の 3 では「ただし、個人に対して補助金等を交付したときその他知事が適当でないと認めたときは、この限りでない。」と規定されており、本件公文書はこれに該当すると主張する。

「補助金等に係る事務の取扱いについて」（昭和 47 年 8 月 5 日付け局総第 375 号副出納長通達）の 5 の (1) によると、「その他知事が適当でないと認めたとき」とはおおむね「補助金等の交付に係る内容を公表することにより、法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるとき。」又は「補助金等の交付に係る内容の公表が、法令等の規定により禁止又は制限されているとき。」のいずれかに該当する場合をいうとされており、本件補助金の取り扱いについて実施機関に確認したところ、前者に該当するとのことであった。

さらに、「北海道補助金等交付規則の運用について」（昭和 47 年 4 月 1 日付け局総第 303 号副出納長通達）では、「その他知事が適当でないと認めたとき」に該当するものとして、補助金等の交付に係る内容の公表を行わないこととした場合は、各部において、交付要綱を作成しているときは当該交付要綱において、交付要綱を作成していないときは決定書においてその理由を整理するものとしている。これについて、併せて実施機関に確認したところ、本件補助金等の交付に係る内容の公表を行わない理由については、決定書において、前記の「補助金等の交付に係る内容を公表することにより、法人の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる」具体的な理由を整理しているとのことであり、当該決定書には、「当該補助事業の内容

を公表した場合は、公表した医療機関に患者が集中することが見込まれるなど、医療体制の維持を著しく困難にするものと認められる」との記述が認められた。

しかしながら、たとえ本件補助金等の交付に係る内容について公表を行わない取り扱いとしていた場合であっても、実施機関が主張するおそれが抽象的な懸念に過ぎないことには変わりはなく、また、実施機関の弁明や審査会における理由説明の中においても、本件非開示部分を開示することによる具体的かつ実質的な支障を確認することができなかったことから、実施機関の主張は採用できない。

なお、実施機関は明示的に触れていないものの、実施機関の所論は、法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとする旧条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当する可能性がある。しかし、上述のとおり、本件非開示部分を開示することによるおそれは抽象的な懸念に過ぎず、2号情報としての非開示事由も有しないことを念のため付言しておく。

以上のことから、本件非開示部分は、「開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」ものとは認められず、6号情報に該当しないことから、本件処分は妥当ではなく、本件非開示部分は開示すべきであると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年12月26日	○ 諮問書の受理（諮問番号 695） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し、⑧反論書の写し）の提出
令和5年9月15日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和5年12月21日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和6年1月17日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和6年2月26日 （第119回全体会）	○ 答申案審議
令和6年2月27日	○ 答申